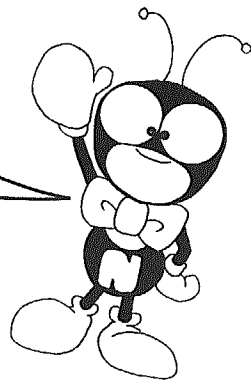


お問い合わせは
役場 町民課 年金係
☎ 377-3101 内線136



就職されるみなさんへ

春は異動の季節です。

国民年金は、就職・退職・結婚などによって職業や、生活パターンに変化があったときに、種別変更の届出が必要です。

この春、大学・専門学校等を卒業し就職されるみなさんや、今まで自営業で、新たに会社等に就職される方は、国民年金の種別変更の届出が必要です。

学生や自営業の方は、国民年金の第1号被保険者です。

就職すると厚生年金や共済組合に加入しますが、引き続き国民年金にも第2号被保険者として加入していくことになります。

就職される方に、扶養される配偶者がいる場合は、配偶者の国民年金の種別も第1号被保険者から第3号被保険者へ変わりますので、配偶者の種別変更の手続きも忘れずに行ってください。

国民年金の種別変更の手続きは国民年金担当窓口で！

また、就職先に現在お持ちの、『年金手帳』を提出してください。『年金手帳』に記載されている「基礎年金番号」はどの年金制度に加入しても生涯変わらず、すべての年金の手続きに必要です。『年金手帳』は大切に保管してください。

平成11年度の保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金に加入している皆さん、保険料の納め忘れはありませんか？

平成11年度分の保険料は、平成12年4月28日を過ぎると、お手元にある役場が発行した納付書では納めることができなくなります。

もし、納め忘れの保険料がありましたら、早めに納めましょう。住所異動をされる方もご確認ください。

仕事が忙しくて、役場や金融機関まで納めに行けなかったり、うっかり忘れてしまう人には口座振替が便利です。毎月、口座から保険料が自動的に引き落とされますので、納め忘れもなく、そのつど納めに行く手間も省けます。

また、一度手続きをすると、毎年継続されます。

保険料を納めないと、老齢基礎年金だけでなく、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。

大切なあなたの年金です。保険料は忘れずに納めましょう。

国民年金には保険料の免除制度があります

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、40年間、保険料を納めることになっています。

国民年金には保険料の納付が困難なときのために、申請することにより保険料の納付が免除される「申請免除」の制度があります。

申請免除についての相談や手続きは、早めに年金係へおたずねください。

また、免除を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間として算入されますが、年金額は将来、老齢基礎年金を受けるときに、保険料を納めた場合の3分の1の金額になります。

免除を受けてから10年以内であれば、その当時の保険料に一定額を加算した保険料で「追納」することができます。

ゆとりができれば追納しましょう。

早めに年金係にご相談ください。

なお、免除を受けた期間の年金額は、将来、老齢基礎年金を受けるときに、保険料を納めた場合の3分の1の金額になります。

免除を受けてから10年以内であれば、その当時の保険料に一定額を加算した保険料で「追納」することができます。

保険料を「追納」する場合は、お近くの社会保険事務所にお気軽におたずねください。

はい 年金です!! Q&A

Q 自営業を営んでいますが、営業不振で国民年金の保険料を納めることが困難です。何か良い方法はありますか？

A 経済的な理由で国民年金の保険料の納付が困難なとき、申請することにより保険料の納付が免除される「申請免除」の制度がありますので、お

グレッタのやさしい英会話

日 時 4月18日から7月11日までの毎週火曜日午後7時30分～9時
会 場 黒崎町公民館 講堂
講 師 青木 グレッタ先生
対 象 英語をほとんど経験したことのない英語初心者の方
定 員 30人
受講料 無料(テキスト代別)

子宮がん検診と乳房相談

期 日 4月10日(月) 大野、木場、板井、黒鳥校区
4月19日(水) 山田、立仏校区
都合のわるい方は都合のよい日に受診してください。
受付時間 午後1時～2時
会 場 保健センター
検診費用 30歳以上：400円、70歳以上：無料、30歳未満：3、570円、乳房相談は無料
検診結果 3週間後、精密検査の必要な方にだけ連絡します。
持参する物 乳房相談を受けられる方はバスタオルと健康手帳

お子さんの心と身体の相談

ことばの出るのが遅い、なかなか歩きださないなど、育児についての相談や専門医による診察が受けられます。
日 時 4月18日(火)午前9時～午後4時(予約制)
場 所 巻保健所 2階相談室

申し込み 3月28日(火)までに、保健センター内保婦までお申し込みください。

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の医療費の本人負担分を助成する制度です。母子・父子家庭の父母と児童又は父母のない児童を養育している方とその児童が対象となります。対象児童は18歳になった以後の最初の3月31日(一定の障害の状態にある児童は20歳未満)までです。

固定資産課税台帳の縦覧

平成12年度固定資産課税の課税台帳の縦覧を行います。
日 時 4月3日(月)から24日(月)までの午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日は除く)
会 場 税務課

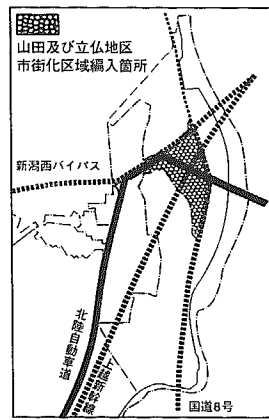
人口動態調査・産業調査にご協力を

厚生省では人口動態調査を毎年実施しています。この調査は皆さんからの届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べたものです。国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしております。
調査期間 4月1日～平成13年3月31日
調査対象者 出生・死亡・死産・婚姻・離婚届を出される方々
調査方法 各届書を出されるときに、それぞれ職業を記入していただきます。例えば、「教員」、「プログラマー」の方は専門・技術職、「一般事務員」、「集金人」の方は事務職、「飲食店主」、「小売店主」、

「外交員」の方は販売職、「美容師」、「調理師」、「ホームヘルパー」の方はサービス職というように書いていただくこととなります。また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

市街化区域と市街化調整区域などの都市計画の変更

黒崎町の土地利用の基本となる「市街化区域と市街化調整区域」(線引き)が、2月29日に変更されました。この変更により、黒崎町の市街化区域の面積は約454ヘクタール、市街化調整区域の面積は約2,143ヘクタールになりました。今回の線引きの変更に関連して、用途地域についても都市計画の変更を行いました。変更内容の詳細については、企画財政課企画計画係までお問い合わせください。



登録原簿記載事項証明書

4月1日から施行される改正外国人登録法により、「氏名」、「性別」、「国籍」、「生年月日」、「居住地」など外国人登録原簿に記載されている事項について証明が必要な方のために「登録原簿記載事項証明書」が発行されることになりました。

請求できるのは次のような方です。

- ・ご本人
- ・ご本人と同居している親族
- ・法定代理人

・ご本人からの委任を受けた代理人(委任状などご本人から委任を受けたことを確認できる資料を持参願います。)

なお、これにより、これまで発行されてきた「外国人登録済証明書」(登録済証明書)は廃止されます。

春の火災予防運動

黒崎町消防本部・黒崎町消防団 県下いっせいに春の火災予防運動が4月1日(土)から7日(金)まで実施されます。これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期に向かうため、火の取扱いは元には十分ご注意ください。なお、期間中午後7時にサイレンを鳴らしますので、火災とお間違いないようお願いいたします。

平成12年度県政モニター募集

県広報広聴課 ☎2805015
内 容 年6回程度、県政の施策の中から特定のテーマをお示ししますので、皆さんの意見をレポート形式で回答していただきます。
応募資格 4月1日現在県内にお住まいの20歳以上の方で、新潟県の発展に熱意をお持ちの方(公務員、公職にある方は応募できません。)
募集人員 20人
任 期 5月から平成13年3月末日まで
募集期限 3月31日(金)
詳しくは、応募方法など詳しくは県総務部広報広聴課係までお問い合わせください。